



情報(第 196 号)



令和 7 年 10 月 31 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

社会保険料等の計算



1 年を通してお客様企業からよくご相談いただく事項として、健康保険料（介護保険料）・厚生年金保険料・子ども子育て拠出金（以下「保険料等」といいます）につき、日本年金機構からの請求額と合致しないというものがあります。

前月末は、算定基礎届によって定時決定（9 月）された標準報酬月額に対する最初の保険料額等の納期限です。保険料等に関し最も注意すべき月といえます。

1 保険料を源泉控除する月

保険料負担は労使折半で、被保険者負担分を含めて納付義務を事業主が負うため、事業主は半額の保険料を賃金・賞与から控除する権利があります。その場合には、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を控除することができる」とされています。つまり、9 月分の保険料を控除するのは、10 月に支給する賃金から控除すべきなのです。

日本年金機構では、9 月の被保険者の異動（資格取得・資格喪失・定時決定等）を 10 月に集計して保険料等額を計算し、納入告知を行ってきます。9 月分の保険料を 9 月支給の賃金から控除すると、法違反になるのみならず、毎月、納入告知額と差異が生じることになります。

なお、給与ソフトを使っている場合、標準報酬月額の変動（定時決定は当然、随時改定についても）に注意をする必要があります。

2 保険料等の計算

以下の被保険者がいるとして、保険料等の額はいくらとなるか設問を作成しました。電卓を使って計算してみましょう（答えは巻末に掲載）。

社会保険料等算出表							
被保険者	年齢	標準報酬月額（健康）	標準報酬月額（年金）	健保保険料	介護保険料	厚生保険料	拠出金
A	60	710	650				
B	20	200	200				
C	40	300	300				
D	65	260	260				
E	71	320	—				
労働者控除額計							
事業主納付個別計							
事業主納付額総計							
保険料率		健康保険料（山口県）		103.6/1000			
令和7年度		介護保険料		15.9/1000			
		厚生年金保険料		183/1000			
		子ども子育て拠出年金		3.6/1000			

3 保険料等の計算における注意事項

以下の事項をご確認ください。

- (1) 介護保険料の控除は、40 歳以上 65 歳未満の方に限ります。1 日が誕生日の方では、前月末日において、40 歳又は 65 歳となります。
- (2) 被保険者負担分に円未満の端数があるときは、50 銭以下切り捨て、50 銭以上切り上げです。
- (3) 子ども子育て拠出金は、厚生年金保険の被保険者及びその標準報酬月額・標準賞与額に対して徴収され、全額事業主負担です。
- (4) 健康保険と厚生年金保険とでは、標準報酬月額の下限と上限が異なります。
- (5) 事業主納付額総計は、被保険者個々の保険料額を合算したもので、合算額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- (6) 保険料率は、毎年 3 月分（4 月納入分）から変更されると想定してください（厚生年金保険を除く）。
- (7) 日本年金機構では、保険料計算の毎月の締切日を、翌月 5 営業日頃としています。届出が遅れると保険料計算が翌月計算となりますからご注意ください。

4 賞与支給の場合の保険料

標準報酬月額に対する保険料控除は、前月の標準報酬月額に係る保険料を控除するということでした。

賞与を支払う場合においては、その方法はとれませんから、被保険者負担の標準賞与額に係る保険料額は、当該賞与から控除することになります。日本年金機構は、標準賞与額に係る保険料は、支払月の翌月に前記保険料額に加算して納入告知をしてきますので、預り金を翌月に持ち越して納付することになります。

標準賞与額とは、支給した賞与額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額となります。支給額が、451,899 円ならば、標準賞与額は 451 千円となり、これに各保険料等を乗じて 2 で除した額を控除します。このときに、年齢を確認して負担すべき又は負担すべきでない保険料を見極める必要があります。

5 保険料等計算額(回答)

社会保険料等算出表							
被保険者	年齢	標準報酬月額(健康)	標準報酬月額(年金)	健保保険料	介護保険料	厚生保険料	拠出金
A	60	710	650	36,778.0	5,644.5	59,475.0	2,340.0
B	20	200	200	10,360.0	—	18,300.0	720.0
C	40	300	300	15,540.0	2,385.0	27,450.0	1,080.0
D	65	260	260	13,468.0	—	23,790.0	936.0
E	71	320	—	16,576.0	—	—	—
労働者控除額計				92,722.0	8,029.5	129,015.0	5,076.0
事業主納付個別計				185,444.0	16,059.0	258,030.0	5,076.0
事業主納付額総計				464,609.0			